ご家族が被扶養者資格を失ったときは
健保組合まで届け出を！

被扶養者であるご家族が以下の状況に該当する場合は、被扶養者の資格を失うことになります。
その場合は、「被扶養者異動届」と該当する被扶養者の「保険証」を**５日以内**に健保組合へ提出してください。
※「高齢受給者証」「限度額適用認定証」がある場合は、あわせて提出をお願いします。

CHECK こんなときは被扶養者でなくなります

就職などで他の健康保険の被保険者になった

●被扶養者が就職して他の健康保険の被保険者になったとき

●被扶養者がパート先の健康保険の被保険者になったとき

収入が増えた

●年収が130万円以上＊、または被保険者の収入の1/2以上になったとき

＊60歳以上または障がいがある場合は、180万円以上（老齢年金、障害年金、遺族年金を含む）
「一時的な収入変動」と認められる場合は、被扶養者として認定されることがあります。

仕送り額が変わった

●別居している被扶養者への仕送りをやめたとき

●仕送り額が被扶養者の収入より少なくなったとき

失業給付金の受給を開始した

●被扶養者が雇用保険の失業給付金を受給するようになり、その額が１日あたり3,612円以上＊のとき

＊60歳以上は5,000円以上

結婚した

●被扶養者が結婚して結婚相手の被扶養者になったとき

離婚した

●被扶養者が被保険者と離婚したとき

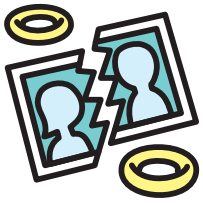

別居した

●配偶者・子・孫・父母・祖父母・曾祖父母・兄弟姉妹以外の親族（三親等内）が被保険者と別居したとき

亡くなった

●被扶養者が亡くなったとき

後期高齢者医療制度の被保険者になった

●被扶養者が75歳になり、後期高齢者医療制度の被保険者になったとき

※65～74歳の方が一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度の被保険者になったときも同様

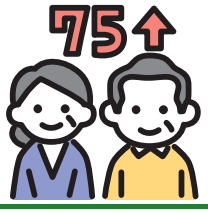

外国に移住した

●国内に住所（住民票）がなくなったとき

※留学、海外赴任、観光、保養、ボランティアなどで、一時的に海外に渡航している場合は除く